

土浦農業協同組合情報セキュリティ基本方針

土浦農業協同組合
代表理事組合長 佐野 治

制定日：2010年5月7日
最終改定日：2010年7月1日

1. 基本理念

土浦農業協同組合は、組合の事業を通じて組合員・利用者等の皆様と地域社会に貢献することを理念としています。

この理念を達成するため、当組合は多くの情報資産を保有し、これを日々活用しています。また、当組合は情報技術(I T)を経営に積極的に取り入れ、業務の効率化とサービスの向上を目指しています。

2. 情報セキュリティの定義、適用範囲及び情報共有を可能にする基盤としてのセキュリティの重要性

情報セキュリティとは、情報の機密性、完全性及び可用性を確保するとともに、真正性、責任追跡性、否認防止性及び信頼性を維持することです。当組合は、内部の文書及び電子化されたデータを含む情報とその情報を電子的に処理する情報システムについて、抑制・予防・検知・追跡・回復など適切な対策を講じるものとします。

3. 経営陣の責任と情報セキュリティの管理に対する組織の取組み

経営層より情報セキュリティ維持のための最高責任者として任命した情報セキュリティ統括管理者の下、情報を扱う全ての従業者が遵守すべき情報セキュリティ対策の包括的な基準として、「情報セキュリティポリシー」(以下、「本ポリシー」という)を策定し、これに準拠した実施手順を定め運用することにより、必要な情報セキュリティを確保することとします。

情報セキュリティの実施にあたり、情報セキュリティを適切に維持するための内部規定を策定・運用し、運用状況について定期的に監査し、これを継続的に見直し・改善していきます。

4. 情報セキュリティの目標及び原則を支持する経営陣の意向

情報システムの構築・運用では、これまでの電子化・効率化と併せて適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、組合員・利用者等の皆様の信頼と満足度の向上をめざします。

5. 管理目的及び管理策を選定するための枠組み

組合員・利用者等の皆様及び組合内の情報を洗い出し、これらを取り扱うリスクを分析・評価し、その結果を踏まえた管理策を選定します。

6. 特に重要なセキュリティの個別方針、原則、標準類及び順守の要求事項

(1) 法令、規制及び契約上の要求事項

本ポリシー及び事業上、法令上(個人情報保護法、不正アクセス禁止法、著作権法など)、規制の要求事項、並びに、組合利用者及び取引先との契約上のセキュリティ義務による要求事項を順守します。

(2) セキュリティ教育、訓練及び意識向上に関する要求事項

情報セキュリティマネジメントの確立及び維持のため、全ての従業者に本ポリシーを周知徹底するとともに、職務に応じて必要な情報セキュリティの教育・訓練を定期的に計画し実施します。

(3) 事業継続管理

自然災害、事故、機器の故障や不正アクセス行為による、業務の中断・停止を最小限に抑えるための適切な予防及び事業継続計画を整備します。

(4) 情報セキュリティ基本方針違反に対する処置

本ポリシーに違反した組合の従業者は、就業規則、契約書に従って、処分の対象となることがあります。

7. 情報セキュリティマネジメントに関する一般的な責任及び特定の責任

情報セキュリティ統括管理者の下、情報セキュリティを主管する部門の長である情報セキュリティ事務管理者、各部門の情報セキュリティ部門管理者が進めます。

以上